○宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター動物細菌等検査要項

（平成28年6月28日制定）

改正　平成29年11月13日　平成30年3月19日
平成30年10月23日　平成31年1月7日
令和2年2月4日　令和2年12月17日
令和4年9月26日

（趣旨）
第1条　この要項は、宮崎大学受託試験等取扱規程第12条の規定に基づき、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター（以下「センター」という。）で行う受託検査（以下「検査」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（検査の対象）
第2条　対象となる検査は、動物に係る感染症検査及び細菌培養・薬剤感受性検査とする。

（受託）
第3条　検査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）があるときは、センターの教育研究に支障のない限り、これを受託することができる。

（検査の申込）
第4条　依頼者は、所定の申込書により検査を申し込まなければならない。
2　センターは、必要に応じて参考となる資料の提出を依頼者に対して求めることができる。
3　センターは、第1項の規定に基づき検査の申込みがあった場合は、その内容を確認し、検査実施の可否を依頼者へ通知するものとする。

（検体試料の受付）
第5条　前条第3項により委託を受理された者（以下「委託者」という。）は、センターから検査を行う旨の通知を受けた後、検体試料をセンターに送付するものとする。
2　検体試料の送付に要する経費は、委託者の負担とする。

（検査料金）
第6条　検査料金は、別表に定める金額とする。ただし、センター長が教育研究上必要であると認めた場合は、検査料金の全部又は一部を免除することができる、
2　委託者は、本学の指定した期間内に検査料金を前納しなければならない。ただし、国の機関やその他公的機関等から受託する場合、緊急やむを得ない場合は、受託検査終了後に納付することができる。
3　前項ただし書きにおける検査料金の納付は、本学の発行する請求書又は振込用紙に基づき支払うものとする。

（検査結果の交付）
第7条　センターは、検査が終了したときは、委託者に対して検査結果を記載した書類を交付するものとする。

（秘密の保持等）
第8条　センター及び委託者は、検査等の実施で知り得た相手方の秘密事項、知的財産等を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

2　測定で得られたデータを委託者が公表する場合、原則として宮崎大学名を使用することはできない。また、宮崎大学を特定できる表現も同様とする。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合にはこの限りではない。

附　則

この要項は、平成 28 年６月 28 日から施行する。

附　則

この要項は、平成 29 年 11 月 13 日から施行する。

附　則

この要項は、平成 30 年３月 19 日から施行する。

附　則

この要項は、平成 30 年 10 月 23 日から施行する。

附　則

この要項は、平成 31 年１月７日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年 12 月 17 日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年９月 26 日から施行する。

別表

（消費税別）

検　査　項　目		料金（円） ／１検体	備　考
黄色ぶどう球菌の分離（初乳）		400	
乳房炎検査		1,400	薬剤感受性試験（4薬剤）を含む
細菌分離	血液	600	
	尿	600	
	便	600	
	腹水	600	
	胆汁	600	
	鼻水	600	
	眼脂	600	
	膿	600	
	耳漏	600	
	子宮内容物	600	
細菌同定		900	
薬剤感受性試験	1菌種（23薬剤）（好気）	1,200	
	1菌種（23薬剤）（嫌気）	1,400	
	1菌種（34薬剤）（好気）	1,600	
	1菌種（34薬剤）（嫌気）	1,900	
牛伝染性リンパ腫抗体検査		1,400	
小型ピロプラズマ検査		900	
水質検査（糞便系大腸菌）		1,400	
牛伝染性リンパ腫遺伝子検査		1,900	